

# 一般質問通告書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 31 年 2 月 15 日

東村山市議会議長 あて

議席番号

24 番

質 問 者

さとう直子

記

## 1. 就学援助について

- ① H30 年 4 月新入学者の人数と就学援助受給者の人数と割合を小中それぞれで伺う
- ② H31 年 4 月入学予定者の人数、就学援助の入学準備金前倒し支給の認定件数と割合を小中それぞれで伺う
- ③ 就学援助の入学準備金前倒し支給の申請に当たり、家族構成の新 1 年生の年齢を当市のように 5 歳と設定している自治体は多摩 26 市中何自治体か伺う
- ④ 今回入学準備金を前倒しで申請していなかった場合、入学後に申請した場合の新 1 年生の年齢は従来と同じ 6 歳で算定されるのか伺う
- ⑤ 入学準備金の前倒し支給を受けても入学後に「平成 31 年度教育費援助制度」を希望する場合は入学後に別途申請する必要があるとお知らせには書いてありますがなぜ再度申請しなければならないのか伺う
- ⑥ 多摩 26 市の認定基準で当市のように借家と持家の収入に差をつけている自治体は何か所あるか伺う
- ⑦ 少子化対策として、就学援助の受給対象の拡大、保護者の義務教育の負担軽減は必須と考えるが、市長の見解を伺う

## 2. 必要な介護を受けられる東村山に

- ① 介護保険で受けられる居宅サービスで親族が近居の場合、制限を受ける場合があるか伺う
- ② ①で受けられるサービスが制限される場合があるとすればどのような場合に制限されるのか伺う
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業とは具体的にどのようなサービスが受けられるのか伺う

